

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-5)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	106	115	236	270
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	106	115	236	
執行額(百万円)	72	92	191			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)					

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPtン)	基準値	実績値					目標値	達成
		1年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	◎
		5,562	453	470	342	335	283	0	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		-	3,413	4,466	4,120	3,736	2,946	減少傾向を維持	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	△
		-	3,601	3,895	3,958	4,543	4,463	増加傾向を維持	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り (判断根拠) ○モンテリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2013年時点で基準年の75%減とすることとなっているところ、我が国は2013年時点で約95%の削減を達成している。 ○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成25年度までに約71%減少しているが、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。その一つとして、フロン回収・破壊法から名称を変更して平成27年4月1日から施行される「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)では、フロン類の製造から破壊に至るまでのライフサイクル全体にわたり規制を強化し、第一種特定製品の管理者に関する判断の基準を定め、冷媒の漏えい防止のための点検・修理等を義務づけること、フロン類の充填に関する業を登録制にすること、フロン類の再生に関する業を許可制にすること等により、使用時の排出抑制対策等も新たに講じていることとしている。 ○平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行以降、冷媒フロン類回収量は、概ね増加傾向を維持している。今後も、フロン排出抑制法を着実に施行し、引き続き回収量の増加に努める必要がある。
	施策の分析	記入不要
	次期目標等への反映の方向性	記入不要

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG合同会議を複数回開催し、フロン回収・破壊法の改正に係る指針及び省令・告示に関し、意見を聴取した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局フロン 対策室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-----------------	--------------------	--	----------	---------